

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月1日
【報告者の名称】	ティアック株式会社
【報告者の所在地】	東京都多摩市落合一丁目47番地
【最寄りの連絡場所】	東京都多摩市落合一丁目47番地
【電話番号】	042 - 356 - 9116
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当 野村佳秀
【縦覧に供する場所】	ティアック株式会社 (東京都多摩市落合一丁目47番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 ギブソン・ホールディングス・インク

(Gibson Holdings, Inc.)

所在地 アメリカ合衆国19808デラウェア州、ニュー・キャッスル郡、ウィルミントン、スイート400、2711センターヴィル・ロード

(2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808 U.S.A)

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成25年3月29日開催の取締役会において、ギブソン・ホールディングス・インク（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会における審議及び決議に参加した取締役及び同取締役会に出席した監査役については、下記「(3) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照下さい。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成24年11月に米国デラウェア州法に準拠して設立された、本公開買付けを通じて当社の普通株式の取得及び保有を目的とする法人であり、本書提出日現在、ギブソン・ホールディングス・2・インク（以下「GH2社」といいます。）の間接所有の子会社とのことです。GH2社は、平成24年11月に米国デラウェア州法に準拠して設立された、ギブソン・ギター・コープ（以下「GGC社」といい、同社を中心とするグループ（GH2社及び公開買付者を含みます。）を「ギブソン・グループ」といいます。）及びギブソン・グループの会社の株式の保有を目的とする法人とのことです。また、GH2社の直接所有の子会社であるGGC社は、1985年に米国デラウェア州法に準拠して設立された法人で、業務用音響機器やその付属製品のみならず、アコースティック・ギター、エレクトリック・ギターをはじめとする高品質の楽器の製造・販売をしており、米国テネシー州ナッシュビルにその本社を有しているとのことです。

公開買付者は、平成25年3月29日に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社の普通株式のうち、フェニックス・キャピタル株式会社（以下「フェニックス」といいます。）を業務執行組合員とする当社の筆頭株主であるフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン投資事業組合（以下「フェニックスファンド1」といいます。）が保有する当社の普通株式142,931,000株（当社が平成25年2月8日に提出した第65期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（289,317,134株）から、当社が平成25年1月31日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の当社が保有する自己株式数（981,511株）を除く株式数（288,335,623株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして49.57%（小数点以下第三位四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））及び同じくフェニックスを業務執行組合員とする当社の第3位株主であるジャパン・リカバリー・ファンド（以下「フェニックスファンド2」といいます。）が保有する当社の普通株式14,516,000株（保有割合にして5.03%）の合計157,447,000株（保有割合にして54.61%、以下「フェニックス保有株式」といいます。）を取得することにより当社を連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。本公開買付けは、公開買付者がフェニックス保有株式の全部（157,447,000株、保有割合にして54.61%）を取得した場合、公開買付者の買付け等の後における当社の株券等に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当することになるため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の2第1項第2号の要求するところに従い、実施されるものであるとのことです。

公開買付者は、下記「（6）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、平成25年3月29日付で、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で、下記「（6）公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「応募の前提条件」に記載の前提条件を充足又は放棄した場合には、フェニックスファンド1が応募時点で保有する当社の普通株式の全部（142,931,000株、保有割合にして49.57%）及びフェニックスファンド2が応募時点で保有する当社の普通株式の全部（14,516,000株、保有割合にして5.03%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結したとのことです。本公開買付け価格である1株当たり31円は、公開買付者が本応募契約の相手方であるフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で決定した価格であり、本公開買付けの実施を公開買付者が決定した日の前営業日である平成25年3月28日の当社の普通株式の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値56円に対して44.64%（小数点以下第三位四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）、平成25年3月28日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値56円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して44.64%、平成25年3月28日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値54円に対して42.59%、平成25年3月28日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値41円に対して24.39%のディスカウントを行った金額となるとのことです。

また、本公開買付け価格は、本書提出日の前営業日である平成25年3月29日の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値58円に対して46.55%のディスカウントを行った金額となるとのことです。

公開買付者は、当社を連結子会社とすることを目的としていることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をフェニックス保有株式と同数である157,447,000株（保有割合にして54.61%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。すなわち、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をフェニックス保有株式の数と同数である157,447,000株（保有割合にして54.61%）としていることから、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2が本公開買付けに応募しない場合には、その他の株主の皆様の応募状況によらず、応募株券等の全部の買付け等が行われないことになるとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社の普通株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けの買付予定数の上限を157,500,000株（保有割合にして54.62%）としているとのことです。応募株券等の総数が157,500,000株を超える場合には、公開買付者はその超える部分の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和28年8月に録音・再生電気音響機器の製造・販売を主たる事業として設立され、設立以来、「記録・再生技術」を強みとして、一般AV機器の「TEAC（ティアック）」ブランド製品や高級AV機器の「ESOTERIC（エソテリック）」ブランド製品、音楽制作オーディオ機器「TASCAM（タスカム）」ブランド製品の音響機器事業、航空機搭載用記録再生機器、計測機器、医用画像記録機器、光ディスクドライブ等からなる情報機器事業を展開しており、近年は主力事業である音楽制作オーディオ機器「TASCAM（タスカム）」ブランドの更なる成長加速を図っております。

これに対し、米国の楽器メーカーであるGGC社は、1894年の創業以来、業務用音響機器やその付属製品のみならず、アコースティック・ギター、エレキギターをはじめとする高品質の楽器の製造・販売をしており、その製造技術、そしてGGC社の技術を集結して作られた楽器等は世界のミュージシャンに評価されており、ギブソン・グループのブランドである「GIBSON」「EPIPHONE」「MAESTRO」「KRAMER」「STEINBERGER」「SLINGERLAND」「TOBIAS」「FLATIRON」「DOBRO」「BALDWIN」「STANTON」「CERWIN-VEGA!」及び「KRK」は世界中の音楽愛好者に浸透しております。

このような状況において、ギブソン・グループは、平成24年9月にフェニックスからの提案を受けて、フェニックスとの間で、フェニックスが業務執行組員であるフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2の保有株式をギブソン・グループに対して譲渡することについて協議を開始したとのことです。その後、ギブソン・グループに属する公開買付者とフェニックスは、フェニックス保有株式の買取りについて協議・交渉を進めた結果、平成25年3月29日、公開買付者、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で、譲渡金額等の主要条件において合意し、本応募契約を締結することになったとのことです。

他方で、当社及びGGC社は、GGC社の楽器製品の製造販売事業と当社の音響機器事業との間の相乗効果の発揮を意図した業務提携に関する協議を開始いたしました。かかる検討の過程において、当社及びGGC社は、GGC社による当社の施設の視察及び複数回の協議を重ねた結果、当社及びGGC社にて、販売、製品開発、サプライチェーンの統合等における連携を行うことにより両者の企業価値を最大化させることが可能であり、そのためには当社とGGC社との業務提携を行うとともに、当社が、ギブソン・グループに属する公開買付者の連結子会社となることにより、当社とギブソン・グループとの間において資本提携関係を構築することが望ましいとの認識で一致いたしました。

そして、公開買付者は、平成25年3月29日に、当社及びGGC社と資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。同契約の概要については、下記「（7）公開買付者と当社との間における重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）を締結し、本公開買付けを実行することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、平成25年6月に開催予定の当社の定時株主総会に先立ち、2名以上の当社の取締役候補者を指名する予定であり、また、フェニックスの取締役を兼任している当社の取締役である三村智彦氏及び前野龍三氏は、本公開買付けの成立後、退任する予定であり、フェニックスの常勤監査役を兼任している当社の監査役である平岡繁氏は、平成25年6月に開催予定の当社の定時株主総会後に退任する予定であるとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、平成25年3月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、慎重に協議、検討した結果、本公開買付けにより公開買付者がフェニックス保有株式を取得し、当社が公開買付者の連結子会社となることは、短期的な投資回収を目的としない公開買付者が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、当社の経営安定に資すること、GGC社及び公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結することによって、GGC社との業務提携に加え、ギブソン・グループに属する公開買付者の連結子会社となることを通じて、ギブソン・グループと強固な提携関係を構築できること等に鑑みると、当社の事業基盤とブランド価値の強化及び事業拡大による企業価値の向上に資すると判断するとともに、当社が公開買付者の連結子会社になった場合でも、公開買付者は当社の普通株式の東京証券取引所第一部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が54.62%に抑えられていること、及び、当社のすべての株主の皆様のために企業価値を最大化させることを目的として当社の経営が行われる方針であることについて、本資本業務提携契約において確認されており（同契約の概要については、下記「（7）公開買付者と当社との間における重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）、当社の公開買付者以外の株主の皆様利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが可能と判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役5名全員の一致により、決議いたしました。

一方、当社は、上記取締役会において、本公開買付価格が当社の普通株式の直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格であることに加え、本公開買付価格が、公開買付者、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で決定されたものであること、本公開買付けによっても当社の普通株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持される見込みであることを総合的に勘案し、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが望ましいと判断し、その旨を審議及び決議に参加した取締役5名全員の一致により、決議いたしました。

本公開買付け成立後の経営方針

当社は、本公開買付けが成立した場合には、GGC社及び公開買付者との間において、本資本業務提携契約に基づく提携を進めてまいります。同契約の内容については、下記「（7）公開買付者と当社との間における重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

（3）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、主として以下の内容の措置を講じております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成25年3月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、慎重に協議、検討した結果、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断に委ねることを決議いたしました。

当社取締役のうち三村智彦氏及び前野龍三氏は公開買付者と本応募契約を締結しているフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2の業務執行組合員であるフェニックスの取締役を兼任しているため、また、当社取締役のうち大拙宗徳氏はGGC社の取締役(Director)を兼任しており、かつ、ギブソン・グループに属するGHJ合同会社の業務執行社員である公開買付者の職務執行者を兼任しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加せず、上記の平成25年3月29日開催の当社取締役会においては、三村智彦氏、前野龍三氏及び大拙宗徳氏を除く取締役全員が参加し、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っております。

また、当社監査役のうち、平岡繁氏はフェニックスの常勤監査役を兼任していることから、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には出席せず、上記の平成25年3月29日開催の当社取締役会においては、平岡繁氏を除く監査役2名（社外監査役1名を含みます。）が出席し、いずれも、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社、GH2社、GGC社、公開買付者、フェニックス、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場していますが、公開買付者は当社の普通株式の過半数を取得して当社を連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は157,500,000株（保有割合にして54.62%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後においても公開買付者は当社の普通株式を最大157,500,000株（保有割合にして54.62%）保有することにとどまり、当社の普通株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持される見込みです。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定するものではありません。

(6) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにあたり、平成25年3月29日付で、フェニックスファンド1（保有株式数：142,931,000株、保有割合：49.57%）及びフェニックスファンド2（保有株式数：14,516,000株、保有割合：5.03%）との間で、フェニックス保有株式の全部を本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約をそれぞれ締結したとのことです。本公開買付価格は、本応募契約における合意価格と同一ですが、その詳細は、下記「本公開買付価格」のとおりであり、また、本応募契約における応募の前提条件は、下記「応募の前提条件」に記載のとおりとのことです。

本公開買付価格

公開買付者は、本公開買付価格について、本公開買付けの実施を公開買付者が決定した日の前営業日である平成25年3月28日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値56円を基準として、平成25年3月28日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で56円、54円及び41円）の推移も勘案して、フェニックスとの間で協議・交渉を行い、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で、本応募契約において本公開買付価格を1株31円とすることに合意し、当該金額を本公開買付価格にしたとのことです。

応募の前提条件

フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2による本公開買付けへの応募は、公開買付者の表明及び保証（(i)設立の適法性及び存続の有効性、(ii)本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在並びに必要な手続の履践、(iii)本応募契約上の義務の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv)本応募契約の締結及び履行に必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の取得、(v)本応募契約の締結及び履行の法令、公開買付者の定款及び社内規則及び公開買付者が当事者となっている契約等との抵触の不存在並びに(vi)フェニックス保有株式の転売予定の不存在）が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者の義務（公開買付けを実施する義務及び守秘義務）の重大な違反が存在しないこと、公開買付者が、フェニックス保有株式の取得が対内直接投資等（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。）に定義される意味を有する。）に該当することに関連して財務大臣及び事業所管大臣に対し提出することを要する外為法第27条第1項に基づく事前届出を完了しており、何らの延長及び変更又は中止の勧告がなされることなくフェニックス保有株式の取得のための不作為期間が満了していること、当社による賛同意見表明の取締役会決議がなされ維持されていること、本公開買付けを禁止し、又は制限することを求める裁判所又は行政機関の判決等がないことを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2は、当社株式に応募する義務を負わないとのことです（但し、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2は、これらの前提条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできるとのことです。）。

(7) 公開買付者と当社との間における重要な合意に関する事項

当社、GGC社及び公開買付者は、経営上のノウハウや資源を共有し、当事者間の提携を通じて国際競争力を向上させることにより、各当事者の企業価値を最大化させることを目的として、平成25年3月29日付で大要以下の内容の本資本業務提携契約を締結いたしました。公開買付者は、当社株式について、現時点で東京証券取引所市場第一部における上場を維持する方針であり、また、当社の株主の利益に資するため、当社の企業価値を最大化することを目的として、当社の経営が行われる方針であります。

当社の賛同等

当社は、本公開買付けの開始が決定された場合、本公開買付けに賛同し（但し、本公開買付け価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断に委ねることができる。）、当該賛同意見を公表するものとし、これを撤回又は変更しない。

業務提携

GGC社と当社の主な提携内容は以下のとおりであり、その具体的内容は両者間で協議・検討を行うものとする。

- (i) 販売の拡大に向けた両者の販売チャンネルの相互利用による世界的規模の販売活動に関する協力
- (ii) 両者の成長に向けたアジア市場における販売の拡大に関する協力
- (iii) 楽器、音楽制作オーディオ機器、一般AV機器、アプリケーションソフトのすべてが融合された製品群の共同開発
- (iv) 両者のグローバルサプライチェーンの統合による効率化、収益率の向上

役員への派遣、重要事項等の協議方法

- (i) 公開買付者は、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの期間満了日以降、2名以上の者（以下「公開買付者の指名者」といいます。）を、当社の取締役候補者として指名することができる。但し、GGC社、公開買付者及び当社は、当社の全株主の利益に資するために当社の企業価値を向上させることを考慮し、公開買付者の指名者の適切な人数について協議を行うとともに、適用法令に基づき当社の取締役会の成立に必要な取締役の人数の配慮について協議を行う。
- (ii) 当社は、平成25年6月に開催予定の定時株主総会において、公開買付者の指名者を取締役候補者とする取締役選任議案を上程するものとする。
- (iii) 当社は、定款の変更や新株発行等の一定の重要事項に関する提案を取締役に提出する前に、公開買付者の指名者に対して事前に通知を行い、協議を行う義務を負う。また、当社は、当社及びその関係会社の重要な業務決定等に関する提案を取締役会又は株主総会に提出する前に公開買付者の指名者と事前に協議するよう最善の努力をする。
- (iv) 公開買付者の有する当社株式の議決権が総議決権の3分の1を下回った場合には、当社、GGC社及び公開買付者は、その後の公開買付者の当社株式の保有状況に従い、本(i)乃至(iii)の取扱いの見直しについて、協議を行う。

契約期間、終了事由

- (i) 本公開買付けが平成25年4月30日までに開始されないときは、当社、GGC社及び公開買付者が延期について合意しない限り、本資本業務提携契約は効力を失う。また、本公開買付けが平成25年6月7日までに成立しない場合には、当社、GGC社及び公開買付者が延期について合意しない限り、本資本業務提携契約は直ちに終了する。
- (ii) 当事者が、本資本業務提携契約に定められた表明保証又は義務について重大な違反をしたと判断された場合、又は悪意のある行為をした場合において、他の当事者（以下「他方当事者」といいます。）から書面による通知を受けたにもかかわらず、相当期間内にこのような状況を是正しない場合には、他方当事者は、本資本業務提携契約を解除することができる。但し、いずれの当事者も、上記(i)の場合を除き、本公開買付けの開始後には、本資本業務提携契約を解除することはできない。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（千株）	議決権の数（個）
英 裕治	代表取締役社長	-	111	111
田村 正博	常務取締役	管理担当	17	17
野村 佳秀	取締役	財務担当	69	69
吉田 啓介	取締役	情報機器事業部長兼情報機器営業部長	33	33
椎原 祥一朗	取締役	音響機器事業部長	32	32
三村 智彦	取締役	-	-	-
前野 龍三	取締役	-	-	-
大拙 宗徳	取締役	-	-	-
牧野 信明	監査役（常勤）	-	36	36
平岡 繁	監査役	-	-	-
原 琢己	監査役	-	-	-
計			298	298

- （注1）役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。
 （注2）上記以外に役員持株会として4,355株（議決権の数4個）を所有しています。
 （注3）取締役三村智彦、前野龍三及び大拙宗徳は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 （注4）監査役平岡繁及び原琢己は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 （注5）原琢己の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織等による手続の特例等に関する留意事項について」及び「提出書類ファイル仕様書」（金融庁総務企画局）の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム（EDINET）上使用できる文字で代用しております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上